

稲浜ショッピング屋外区画利用規約

本規約は、株式会社千葉経済開発公社（以下「運営者」という。）が運営する稲浜ショッピング（以下「SC」という。）の屋外区画（以下「区画」という。）を賑わいの創出に資するためご利用いただく方に対し、その利用条件を定めるものです。本規約に同意し、かつ運営者の利用承認を受けた方に限り、区画を利用できるものとし、利用にあたっては、本規約に定める事項を遵守していただきます。

1. 利用形態

移動販売車、テント、屋台、ワゴン等（以下「移動販売車等」とします。）をSC敷地内の区画に設置して、飲食物・青果・雑貨・手作り工芸品等商品の販売、展示等又は区画で演技・演奏・上演・展示等を行うことに限ります。

※移動販売車等は、主として軽自動車、軽トラック又は飲食物販売用に改造されたもの、テント、屋台、ワゴン等で運営者が承認し、かつ指定する区画内に設置可能なものとし、

※移動販売車等で場所を移動して食品を調理販売する営業を行うには、次のいずれかの保健所許可が必要です。①簡易な飲食店営業等（いわゆる屋台営業）許可、②自動車を利用して行う営業許可

その他、区画の利用で必要となる関係官庁への届出・許可等は、利用申込者（利用者）の負担と責任で行ってください。

2. 利用期間、時間、区画

(1) 利用可能期間 SC営業期間内とし、運営者の承認を必要とします。

(2) 時間 午前9時～午後7時半（1日）

(3) 区画 1区画11.5㎡（原則）。申込み時運営者が指定した位置に限ります。

3. 利用料 無料

4. 申込み・利用の制限

以下の項目に該当すると運営者が判断する場合は、利用を承認しません。また承認後であっても承認を取り消し、直ちに中止していただきます。

(1) 利用により、SCのテナント、他の区画利用者又は周辺に混乱又は危険が予想される場合

(2) 公の秩序・風俗を乱すおそれがあると認められた場合

(3) 宗教活動・政治活動を助ける商品を提供する場合

(4) 制御できない裸火を使用する場合

(5) 利用の権利を他に譲渡・転貸する場合

(6) 区画利用申込書等の記載事項に虚偽・誤りがあった場合

(7) 本規約の条項に反し、運営者の要求にも関わらず、これに従わない場合

(8) 関係諸官庁から中止命令が出た場合

(9) 商標等知的所有権を侵害する又はそのおそれのある商品、危険物等の展示及び販売をする場合

- (10) 運営者が承認した商品・サービスの販売等と異なる場合
- (11) 利用者が暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（いわゆる反社会的勢力）である場合
- (12) 保健所が認める飲食店行為及び取扱い食品でない場合
- (13) 本規約の趣旨に則した効果が期待できない場合

5. 利用時の注意事項

- (1) 区画の利用中（準備から撤収まで）は、お客様、SC来場者等の安全に配慮してください。SCは強い風が吹く地域にあることから、区画の利用中、移動販売車等が動かないよう又は倒れないよう設置してください。
- (2) 大音量を発しての利用はできません。60デシベル以下（千葉市環境基準）に抑えてください。
- (3) 看板・ポスター・チラシ等の掲示は、あらかじめ運営者の承認を必要とし、所定の場所以外への掲示は禁止します。また、終了後は速やかに撤去してください。
- (4) SCの電源・熱源は、原則として利用できません。水道は、指定の場所で利用できます。
- (5) 商品・車両等について盗難、破損、滅失等が生じても、運営者は一切責任を負いません。連続する日程で利用する場合でも、車両等の止め置きはできません。
- (6) 商品・サービスの売上金は、利用者の責任において管理してください。
- (7) 保健所の食品営業許可証を店頭に掲示してください。商品、特に食品は容器包装への適正表示を出店者の責任で行うことが必要です。販売時には、店舗名称・連絡先を店頭に掲示してください。
- (8) 商品・サービスに係るお客様からの苦情、返品、瑕疵等については利用者の責任において速やかに対処してください。運営者は一切責任を負いません。
- (9) 騒音・振動・臭気・火災・爆発その他危険を生じるおそれのあるものの持ち込みは禁止します。但し、調理等に必要器具・燃料のうち運営者が承認するものは除きます。
- (10) 調理に火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、必ず消火器をすぐに使える場所に置いてください。また、調理、盛り付け等は車両内に限ります。
- (11) 利用により発生したゴミ（廃棄食品・残飯等を含む）は、利用者がすべて持ち帰りください。残り汁等が発生する商品の場合、必ず残り汁等の回収容器を設置し持ち帰りください。
- (12) 利用区画、SC建物・設備を汚損・破損した場合、利用者の責任で原状回復していただきます。
- (13) 荒天及び自然災害、その他不可抗力の原因により、区画を利用できない又は継続できない場合、運営者は、利用者に発生する一切の損害について、補償しません。
- (14) 販売活動がある場合、利用期間中の売上げ・客数等を記録した所定の営業報告書を指定日までにご提出いただきます。
- (15) その他、利用に際しては、運営者の指示に従ってください。

6. 利用申込み受付

- (1) 「区画利用申込書」に必要事項を記入のうえ、履歴事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）の写し、営業パンフレット、商品資料等の運営者が請求する書類を添付し、運営者まで提出（持参又

は郵送) いただきます。原則として面談の上申込み内容を確認させていただきます。

- (2) 食品を販売される事業者は、必ず「食品営業許可証」を保健所で取得し、原則として申込み時にそのコピーを運営者へ提出ください。
- (3) 運営者が既存テナント商品との重複等を判断するので、申込前に取扱い予定商品について協議して下さい。
- (4) 申込書類は返却いたしませんのでご了承ください。
- (5) 申込書の提出後、原則 5 営業日以内に利用の可否を連絡します。
- (6) 利用を取り消す又は中止する場合、必ず運営者又は S C 管理員に連絡してください。
- (7) 運営者が利用前の打ち合わせ又は利用計画書の提出が必要と認める場合、指定期日までに行ってください。

<運営者連絡先>

株式会社千葉経済開発公社 〒261-0004 千葉市美浜区高洲 2 - 3 - 1 4
電話 043-245-1003 F A X 043-245-1007